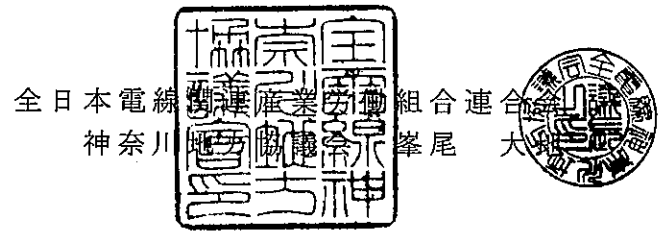


2025年 7月 11日

神奈川県労働局長
児屋野 文男 殿



申 出 書

最低賃金法第15条の1の規定により、神奈川県電線・ケーブル製造業の最低賃金の新設の決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申し出をするものが代表する基幹的労働者の範囲
神奈川県において、電線・ケーブル製造業を営む使用者に使用される労働者 3,442名
2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲
神奈川県において電線・ケーブル製造業を営む使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者は除く。
 - (1) 18歳未満又は65歳以上の者
 - (2) 雇入れ6箇月未満の者であって技能習得中のもの
 - (3) 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者
 - (4) 手作業により又は手工具若しくは操作が容易な小型動力機を用いて行う巻線、組線、取付け、選別、検査等の業務に主として従事する者以上 約 176名
3. 決定を申し出る最低賃金の件名
神奈川県電線・ケーブル製造業
4. 申出の内容
上記3の最低賃金の決定を求める。なお最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。



5. 申出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が2分の1に達していることから法定最低賃金の決定を求めるものである。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数 2,564 人

- ・賃金の最低額に関する労働協約の適用される基幹的労働者数 2,564 人
- ・神奈川県における電線・ケーブル製造業を営む使用者に適用される基幹的労働者数 3,266 人

$$2,564 \div 3,266 = 78.5\%$$

- ・労働協約上の賃金の最も低い額 = 1,212 円 / 時間給

6. 添付書類

- ・最低賃金申請組合
- ・協定書
- ・企業内最低保障賃金に関する協定書について
- ・合意書及び委任状

以 上

最低賃金申請組合

(事業所名・労働組合名および申請労働者数)

	事業所名	労働組合名	労働者数
1	住友電気工業株式会社横浜製作所	住友電気工業労働組合横浜支部	1,259名
2	古河電気工業株式会社平塚事業所	古河電気工業労働組合平塚支部	677名
3	古河電気工業株式会社横浜事業所	古河電気工業労働組合横浜支部	153名
4	SWCC 株式会社相模原事業所	SWCC 労働組合相模原地区	307名
5	古河電工メタルケージブル株式会社	古河電工メタルケージブル労働組合	105名
6	岡野電線株式会社	岡野電線労働組合	63名

申請労働者総数 2,564名

月額金額及び1日・月間の所定労働時間・日数一覧表

	事業所名	労働組合名	月額金額 (円)	1日所定労働時間 (時間)	月間所定労働時間 (日)	月間所定労働時間 (時間)
1	住友電気工業株式会社 横浜製作所	住友電気工業労働組合横浜支部	213,000	7.75	20.33	157.58
2	古河電気工業株式会社 平塚事業所	古河電気工業労働組合平塚支部	210,000	7.75	20.33	157.6
3	古河電気工業株式会社 横浜事業所	古河電気工業労働組合横浜支部	210,000	7.75	20.33	157.6
4	SWCC 株式会社 相模原事業所	SWCC 労働組合相模原地区	205,000	7.75	20.33	157.6
5	古河電工メタルケージブル株式会社	古河電工メタルケージブル労働組合	204,700	7.75	20.33	157.6
6	岡野電線株式会社	岡野電線労働組合	191,000	7.75	20.33	157.58